

装飾古墳の情報公開

NHK解説委員室 柳沢 伊佐男

◆装飾古墳の「情報公開」

・「公開」の理念：

文化財保護行政上における史跡等の「公開」とは、「史跡等を国民に開放及び公開すること」とされる。

文化財保護法には、史跡等の「公開」に関する明確な規定は盛り込まれていないが、「公開」の規定が法律で定められている重要文化財、重要無形文化財、重要有形文化財と同様「適切に『公開』し、『活用』することが必要」と理解されている。（「史跡等整備のてびき」総説編 P66）。

→「装飾古墳」についても、文化財指定の有無に関わらず、同様の理念で「公開」について考えるべき。

・さまざまな「公開」の形：

装飾古墳に関する「情報公開」は、公開する情報の種類によって、さまざまなパターンが考えられる。

日常的な「公開」と非常（異常）時の「公開」、埋葬施設（主体部）の装飾そのものの「公開」と調査・研究成果など関連情報の「公開」、インターネットによる「公開」とマスメディアへの「公開」など、多様な情報の内容と公開の手段を組み合わせ、「公開・活用」というものに対処しなければならない。

・日常的な「公開」の必要性：

装飾古墳の「公開」で最も重要なのは、「装飾」をどのように公開するかという点。

十数年前までの文化財保護の思想（あり方）

→ 遺跡の「保存」が主眼。

「装飾古墳保護管理の当面の取り扱いについて」（昭和50年10月・文化庁通知）

「装飾古墳の公開は、原則として展示施設及び各種資料、現地の説明板等でおこなうこととし、一定期間を除いて非公開とすること」。

→ 近年は「公開・活用」の必要性を強調

「史跡等は、確実に保存し整備するだけでなく、積極的な公開と活用を図ることによって、はじめて国民生活に活かすことができる」（「てびき」総説編 P39）

装飾古墳の保存施設・設備の多くが、「昭和時代」の整備

→ 「保存」優先の設計？

遺跡の「保存」と「公開・活用」は、両義的で相互に矛盾する側面を持つが、地域住民などに「文化財を守り・伝える」意識を持たせるためには、「公開・活用」が必要。

→ 装飾古墳では、「装飾」の魅力を伝える工夫（公開方法）が求められる。

・装飾の公開方法：

- 1) 時期を限定した公開（保存施設「有り」と「なし」）
- 2) 実大レプリカの作成 装飾の表現 …… 現況（熊本・装飾古墳館など）
…… 築造当初（福岡・王塚古墳など）
- 3) CGを使ったVR（バーチャルリアリティ）画像の活用（九州国立博物館、等）

- ・ 3次元レーザー計測データ＋色彩情報
- ・ 写真測量を応用したVR（画像のオーバーラップ）
- ・ パノラマ作成ソフト

・ 関連情報の「公開」:

史跡の場合:

「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」

現地に「標識、説明板、標柱および注意札、境界標、囲いその他の施設」の設置義務付け

→ 関連情報を公開する要素もあるが、保存・管理のための施設としての性格が強い
「公開・活用」を意識した関連施設の整備が必要

・ 非常（異常）時の「情報公開」:

▽「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝特別天然記念物の管理に関する届出等に関する規則」

第6条「史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき」書面の提出義務付け

▽文化庁の実態調査（平成23年度実施）

情報公開について:

史跡指定「装飾古墳」72基中、「情報公開」をした事例は 10件

平成20年9月 珍敷塚古墳（福岡県県うきは市） カビの発生

平成21年10月 千足古墳（岡山市） 装飾の劣化 等

▽高松塚古墳の教訓:

「事故調報告書」 情報公開と説明責任の認識の甘さを指摘

→ 「情報公開・説明責任に対する意識の涵養と徹底」を求める

→ 装飾などに異常が見つかった場合、速やかな公表と情報の「透明性」の確保が必要

・ 保存・管理状況の「公開」:

* 「昭和50年文化庁通知」

「管理状況については、文化庁及び県教育委員会に年次報告を提出すること」

→ 地方分権下では無理か？

保存管理状況の「公開」について、国の指針が必要

◆情報の発信

・ 市民の関心度:

検索エンジン「google」によるヒット数（史跡のみ対象、平成26年1月6日実施）

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 王塚古墳（福岡県桂川町） | 約 456, 000 件 |
| ② 虎塚古墳（茨城県ひたちなか市） | 約 161, 000 件 |
| ③ 五郎山古墳（福岡県筑紫野市） | 約 103, 000 件 |
| ④ 田代太田古墳（佐賀県鳥栖市） | 約 92, 300 件 |
| ⑤ 桜京古墳（福岡県宗像市） | 約 73, 300 件 |

*参考	高松塚古墳	約 178, 000 件	吉野ヶ里遺跡	約 199, 000 件
	キトラ古墳	約 108, 000 件	三内丸山遺跡	約 215, 000 件
	西都原古墳	約 62, 900 件		

→ 設備を含めた保存管理の態勢が整い、情報公開にも積極的な「装飾古墳」が、ヒット数の上位に。
 その一方、「ヒット数」1000件以下の古墳も。

*検索は“古墳名”で実施

「能褒野**王塚古墳**」など一部にキーワードを含み、ヒットしたケースもカウント

「原古墳（福岡・うきは市）」は、「西都原古墳」など他の多くの古墳も拾うため検索対象から除外

・マスコミの関心度：

データベース検索サービスによる記事の掲載数（朝日、毎日、読売、産経、NHK）

実施結果

キーワード	装飾古墳	王塚古墳	虎塚古墳	五郎山古墳	田代太田古墳	桜京古墳	*高松塚古墳*	キトラ古墳
2013年	39件	14	2	0	1	0	175	170
2012年	51件	6	5	0	1	0	203	39
2011年	33件	9	1	1	0	0	146	126
2010年	34件	8	4	0	1	0	234	267
2009年	52件	7	0	4	0	1	289	300
								(2007年1345件)
								(2004年702件)

*検索は「古墳名」で

「google」での検索と同様、キーワードが一部重なってヒットしたケースもカウント

→ 遺跡の活用、保護意識の向上の観点からも「情報発信」戦略が必要
 公開手段の「マンネリ化」への工夫も

◆まとめ

- ・装飾古墳は、(現地保存が原則の) 遺跡と (環境の影響を受けやすい) 絵画の両方の特徴を備えたデリケートな文化財。
- ・後世に伝えるための「保存」が第一だが、国民の共有財産である以上、何らかの形での「公開」は必要
- ・「本物」のすばらしさを可能な限り伝える工夫(方法)を常に考え、実践すべき
- ・国民(市民)の関心を持ってもらうためには、さまざまな形で「情報の発信」が必要
- ・プラスの情報もマイナスの情報も得られる「透明性」の確保
- ・保存管理に関する情報公開の必要性、等

(平成26年1月14日作成)